

事業者向け！

参加無料

景品表示法に関する説明会

平成 28 年 4 月 1 日に課徴金制度が導入された改正景品表示法が施行され、平成 29 年 1 月 27 日には初の課徴金納付命令が行われるなど、事業者の方が適正な表示を行う取組みがますます重要になっています。

大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、以下のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。ぜひご参加ください。

日 時	令和 3 年 9 月 30 日 (木曜日) 午後 2 時～午後 4 時
方 法	オンライン開催 (Cisco Webex Meeting を利用予定)
定 員	200 名 (定員を超えた場合は抽選となります)
対 象	大阪府内で事業を行っている事業者及び事業者団体
講 師	公正取引委員会 担当職員
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法の概要 ・ 景品表示法違反事例 ・ 質疑応答等
申込方法	インターネット (電子申請) 【令和 3 年 8 月 31 日 (火曜日) まで】
申込期間	電子申請 URL : https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2021070086
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本説明会では、参加者による録音・録画は禁止します。 ・ 1 アカウントで視聴するのは申請者本人のみとします。
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 参加申込が 200 名を超えた場合は抽選となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業所につき 1 名を優先して抽選させていただきます。 ・ 1 事業所からの複数名の応募は、抽選による参加者決定後、枠に余裕がある場合のみ当選とさせていただきます (多数の場合はさらに抽選)。 (2) 参加の可否は令和 3 年 9 月 7 日(火曜日)以降にお知らせします。 なお、参加可否の決定後、接続テストを行います。日時等については、参加の可否に関するお知らせの際に併せてお知らせします。 (3) 説明会は公開しますので、報道機関による撮影が行われる場合があります。 (4) 障がい等により配慮を希望される方は、インターネット申請の所定欄にその旨ご記入ください。
主 催	大阪府
問 合 せ	大阪府消費生活センター事業グループ 電話 : 06 - 6612 - 7500 (直通) FAX : 06 - 6612 - 0090



©2014 大阪府もずやん

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDG s の推進を図り、SDG s 先進都市をめざしています。

本事業は、SDG s に掲げる 17 のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。